

第2回 選挙区及び定数に関する在り方調査会 会議録

日 時：令和元年11月14日（木）16時00分～18時00分

場 所：都道府県会館4階407会議室（東京都千代田区平河町2-6-3）

出席委員：（6名）金井利之座長、岩崎美紀子委員、大橋正春委員、加藤一彦委員、
谷口尚子委員、原田大樹委員

出席者：北川裕之副議長

（事務局）湯浅真子事務局長、畑中一宝次長、枡屋武企画法務課長、
袖岡静馬政策法務監、長谷川智史主任、川合将之主任

傍聴者：9名

金井座長

定刻になりましたので、ただ今より、第2回選挙区及び定数に関する在り方調査会を開会いたしたいと思っております。皆さまお忙しいところお疲れ様でございます。本日は、磯崎委員と高橋委員は欠席とのご報告を受けております。

それでは次第に沿って、1の会議運営等についてご確認とご協議をいただきたいと思っております。始めに、調査会での発言の方法と会議録の作成・公開等についてご確認いただければと思っております。

まず、調査会での発言の方法について、前回にもありましたが、原則として挙手をしていただいて、私の指名を受けた後にご発言をいただくということで、議事録を作る際にも分かりやすくなると思っておりますので、よろしくお願ひします。また、本日は各テーブルにマイクを置いてありますので、発言の際にはマイクをご利用いただければと思っております。この件についてはよろしいですか。

（異議なし）

金井座長

2つ目ですが、前回からの持ち越しかもしれませんが、会議録の作成及び公開等についてであります。委員名を表記した詳細な会議録を事務局において作成し、各委員の確認を経た後に、三重県議会のホームページに公開をするということで考えております。前回お話ししたとおりですが、よろしいですか。

（異議なし）

金井座長

そういうことにしたいと思っております。また、そのような会議録とは別のものとして、会議の主な内容を記載した会議概要を、発言者を特定しない形で事務局の責任において作成し、

調査会の翌日には議会ホームページへの掲載等を行いたいというのが事務局のご提案でございますが、この点についてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

金井座長

こちらの方は、委員は確認しないということで、事務局限りで作成する速報的なものとして公開するという事ではないかと思えます。そういう意味で、正式の会議録は委員が確認してホームページに掲載し、会議録とは別の会議概要は委員が確認しないで、事務局の責任において調査会の翌日にホームページに掲載を行うということでもあります。

次に3つ目ですが、録音データの取り扱いであります。これについては前回お諮りしておりませんので、本日ご協議をお願いできればと思えます。まずこの問題について、事務局からご説明をお願いします。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局の袖岡でございます。ここでいう録音データといいますのは、この会議につきまして、ICレコーダーで録音させていただいており、その扱いということでございます。

三重県議会としましては、開かれた議会運営の観点から、情報公開制度とは別で、委員全員のご了解がいただけるのであれば、このデータについて議会のホームページへ掲載させていただけないかと考えているところです。ただ、情報公開制度とは別の話でして、情報公開制度におきましては、この録音データについては公文書に当たり得るものと考えているところとして、開示請求等があった場合には、条例に基づき開示・非開示を検討するというところになると考えているところです。

金井座長

以上のように事務局からは、調査会の録音データ、つまりここで取っているICレコーダーの録音データ、通常は会議録作成のための音声ということですが、それについてもホームページに掲載するというご提案がありました。この点について皆さまから忌憚のないご意見いただければと思えます。いかがでしょうか。

大橋委員

概要を載せ、議事録も載せることとしたうえで、録音データも掲載するという事ですね。どういう意味付けでそれを掲載するのか、つまり、議事録が間違っていないか検証してもらうためではないと思えますが、録音データを載せる趣旨がはっきりしないのですが。

金井座長

事務局はどういう考えでしょうか。

事務局（袖岡政策法務監）

まず1つは、住民、県民の方からの要望があるということがありますが、例えば、議会の本会議や常任委員会などは、生中継をしているとか、あるいはその録画したデータの動画をホームページで公開しているという運用をさせていただいているところです。そういう形で、開かれた議会運営をさせていただいているという前提、状況がございます。そういう観点から、この会議の録音データについて、議事録とはまた別で、ホームページに公開させていただけないかなと思っております。

また、タイミング的なところもございまして、議事録については作成をして公開するまでに1か月程度時間がかかってしまうという状況です。その中で、録音データですと、早ければ翌日ぐらいには掲載できるのではないかとということも1つ考えているところです。

金井座長

ほかの方は何かご意見ありますか。

加藤委員

私も大橋委員と基本的に同じ質問になりますが、ICレコーダーを開示する目的が、今の説明では脆弱ではないかという気がいたします。

また、開示のタイミングが、今事務局が言われたこととおそらくは逆なのではないかと思えます。正式な議事録というのは、自分たちの発言内容が間違っていたので修正してください等々があって、それが正式な議事録になるわけですね。そうすると、修正されていない誤ったものを先に出すという発想になりますよね。だから、多分順番として逆なのではないかなという気はいたしました。

それと、情報公開条例に基づいて開示請求があったときに、実際にその録音データを、これを聞いていい、これを聞いてはいけないという作業は、文書とは違いますが実質的にできるのですか。

金井座長

開示請求があった場合の対応ですね。事務局からお願いします。

事務局（袖岡政策法務監）

まず情報公開請求があった場合については、条例に従いまして、非開示情報に当たる部分がありましたら、「ピー」とかそういうことをさせていただくという作業になるのかと考えております。

ただ、今ご提案させてもらったホームページの公開につきましては、情報公開制度とは別のものございまして、もし皆さまのご了解がいただければ、そういう積極的な公開をしていきたいという趣旨でご提案をさせていただいたものでございます。

金井座長

情報公開請求があった場合には、非開示事由に該当する場合について、文書で言えば黒塗り、音声の場合は「ピー」と入れるしかないと思います。個人情報などについて、そういった配慮をしなければならないのだと思います。ということは、事前に公開する場合も同じ作業をしないとだめだと思います。そうしないと、第三者の権利を侵害する可能性もあるので、おそらく同じ作業をせざるを得ないということになるのではないかと考えています。だから、制度は違いますけれども、守るべき個人情報とか意思決定過程といった非開示事由に該当し、出してはならないものは、同じような取り扱いをせざるを得ないのだらうと思います。

なお、本日ご欠席の磯崎委員の方からは、意思決定過程の公開に意味があるとすれば、その意味内容の公開は必要であるけれども、音声まで掲載する意味はないのではないかとご趣旨の意見をいただいております。ただ、そのうえで、調査会として掲載が妥当だという意見があれば、欠席者としては調査会の意見に従うとのご意見でございます。また、高橋委員からは、慎重に取り扱った方が良くとのご意見を伺っております。

ほかの方はいかがでしょうか。

原田委員

これは議会の調査会ということですので、省庁でやっている研究会とは違うとは理解しているのですが、この調査会は議会ではないので、完全に公開するという必要がそもそもないのではないかとこの前提をまず申し上げたいと思います。

それから、今座長が個人情報等は隠さないといけないというふうにおっしゃったのですが、事務局は全部出すというようなご趣旨の説明だったのですが、それはどちらなのでしょう。

金井座長

先ほどの発言は私の個人的な見解です。事務局としては、加工をせずすぐに掲載すると

いうつもりだったのでしょうか。

事務局（袖岡政策法務監）

基本的にこの会議は公開でさせていただいていますので、原則的には隠す必要はないのではないかとこのところですが、もし個人情報など非開示とすべき情報がある場合には、加工をした上で掲載したいという前提でございます。

原田委員

公開ということですが、公開といっても、ここに来られている方への公開と、それをインターネットで載せるという意味の公開は大分違う意味ですので、同じようには議論できないと思います。

それから、今回取り扱っているテーマは、選挙区や定数という極めて、三重県、特に議会の方にとって、あるいは住民の方にとってセンシティブな問題で、我々は三重県とあまり関係のない者として選ばれていると理解はしていますが、しかし、その発言の一言一句が開示されるということになりますと、発言の仕方には十分に気を付けなければいけなくなります。そうすると、審議の密度といいますか深度といいますか、そういったものが抑えられてしまうのではないかとこの気がいたします。

もちろん全部隠して欲しいという趣旨で申し上げているわけではありませんが、一言一句全部インターネットで公開され、しかも修正の機会もないということになりますと、発言がかなり制約されるということは事実ですので、私はこの提案には反対したいと思います。

金井座長

ほかの委員の方はいかがですか。色々なご意見があると思いますが、事務局いかがですか。かなり慎重な意見だけだったと思いますが、事務局どうお考えですか。

事務局（湯浅事務局長）

事務局長の湯浅です。私の方から申し上げます。ご協議いただきましてありがとうございました。各先生方からいただきましたご意見、十分に承りましたので、今回お諮りいただきましたことは、座長のもとでのご決定に従わせていただきたいと思います。了解いたしました。

金井座長

はい。そういうことで、音声データのホームページへのアップはしないということとし

ます。ただし、この会議は会議録をきちんと作るということですから、公開性、意思決定がどうされたのかということについて、何ら隠す話ではありません。そこは誤解のないように対外的にもご理解いただければと思います。それでは、以上のようにさせていただきます。会議録を皆さまでチェックしていただいて、できるだけ早く確認をして掲載していくということになろうかと思えます。

それでは続きまして、2つ目でありますが、現地調査についてです。

前回調査会でご提案いただきました三重県内の現地調査ですが、できれば2月末を目途としている中間取りまとめの作成までの間に実施することが望ましいのではないかと考えております。また、調査日程としては、1泊2日としてはどうかと考えております。今回のテーマの地域間の問題について深く知るためには、どうしても南部には行くべきと考えております。そうすると、どうしても日帰りが非常に難しいと思い、1泊2日という行程を考えております。

皆さま大変お忙しい中ご都合を伺ったところ、できるだけ多くの委員の方が参加できる日程として、12月1日の日曜日から12月2日の月曜日にかけての1泊2日で、全員ではないのですが、実施してはどうか考えております。

いかがでしょうか。よろしいですか。必ずしも全員の方が参加できる日程ではないのですが、やむを得ないかなというふうに思えます。なお、本日ご欠席の磯崎委員と高橋委員については、当該日程での実施でご異議がないという旨を伺っております。

(異議なし)

金井座長

それでは、12月1日から12月2日の日程で実施できればと思います。現在の調整状況について事務局からご説明いただけますか。

事務局（袖岡政策法務監）

それでは、お手元にある市町要覧で、位置関係もご覧いただきながらご説明させていただきたいと思えます。冊子の124ページをお開きいただけますでしょうか。三重県議会議員の選挙区や定数の地図でございます。

まず行程についてご説明いたします。1日目の12月1日ですが、昼過ぎぐらいに松阪駅に集合と考えています。松阪市選挙区というのが地図の真ん中辺にあります。この駅に集合をしていただく予定です。その後バスで調査先を回っていただき、翌日の12月2日の夕方ぐらいに、同じく松阪駅で解散をしていただければどうかというところです。

調査先ですが、1日目は、まず度会郡選挙区の南伊勢町で調査をしていただければどうかと考えています。地図の下から、熊野市・南牟婁郡選挙区、尾鷲市・北牟婁郡選挙区が

あって、その上に度会郡選挙区がございまして、その矢印のところに南伊勢町がござい
ます。この議会の方に訪問させていただき、町の状況や町議会の取組などの聞き取りを行
う方向で調整をさせていただいております。次に、多気郡選挙区でございまして、地図の左
下の方に多気郡選挙区がございまして、その矢印のところに大台町がございまして、多気
郡選挙区の大台町で調査を行っていただくということで、大台町が関わる宿泊観光施設で
ある奥伊勢フォレストピアという施設で、町の状況や施設の取組について聞き取りを行
う方向で調整させていただいております。1日目は、そのままそこへ宿泊するという予定です。

2日目ですが、地図の右下から2つ目にある尾鷲市・北牟婁郡選挙区の尾鷲市へ移動を
していただき、そこで調査を行っていただく方向です。まずは、尾鷲市役所で市の状況や
取組等について聞き取りを行っていただき、その後、現時点では具体的には未定ですが、
実際に集落を見ていただく方向で調整をさせていただいております。その後、尾鷲市内に
ある県の尾鷲庁舎で、県としての地域活性化の取組や公共事業の状況等について聞き取り
を行う方向で調整させていただいております。

具体的な行程等については、座長と相談しながら調整していきたいと考えています。

行程は以上ですが、現地調査の公開・非公開の扱いについて協議をいただきたいと考
えています。事務局としましては、公開の予定として、調査先の都合等の状況によりまし
ては、冒頭のみ公開でありますとか、あるいは非公開とすることもあり得るのではないかと
考えているところでございます。

金井座長

事務局から現地調査の行程等についてご説明がございました。それから現地調査の公
開・非公開についての発言もございました。以上の点について、何かご質問、ご意見はあ
りますか。

岩崎委員

2点あります。1点目は行程ですが、一番南の熊野市・南牟婁郡選挙区は行かないので
しょうか。ぜひ、一番端は見てみたいという気はしています。それが1点目です。

2点目は、この地図は定数が51のときの配分になってると思いますが、定数45のとき
にこの数字がどのようなものだったか教えていただけますか。

金井座長

以上の2点ですが、まず2点目からお願いいたします。

事務局（袖岡政策法務監）

今申し上げた3つの選挙区、度会郡選挙区、多気郡選挙区、尾鷲市・北牟婁郡選挙区は、現状の定数は全て2人となっていますが、定数45人のときには、全て1人という状況です。

また、熊野市の方ですが、今回は1泊2日でバスを使わせていただくという状況で、バスで移動する時にかなり移動時間がかかる状況でして、熊野市まで行きますと若干厳しい状況もありますので、尾鷲市・北牟婁郡で調整をしているというところです。

金井座長

逆に言うと、バスで1泊2日で行けないぐらいの場所と考えたときに、遠いから行けませんでしたが、でいいのかということは当然あり得るわけです。本当の問題に触れていないのではないか、むしろ熊野こそ先に行くべきではないかということも十分あり得ると思いますので、事務局と行程を相談させていただくということでもよろしいでしょうか。時間がなから熊野まで行けませんでしたがというのは、本当に地域間の問題を我々は考えているのかということになりかねませんので、確かにご指摘も十分あり得ると思っております。それくらい三重県は南北に長いということですね。島根で言えば、邑南や隠岐に行かないで島根を見てきたと言えるのかという問題と一緒にでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。先ほど会議の話として、原則公開の予定ではありますが、調査先の都合等もありますので、冒頭のみ公開であるとか非公開になるということも十分あり得るということでもよろしいでしょうか。

加藤委員

この調査会の現地調査の位置付けですが、例えば12月1日に現地調査をやるとしたときに、これは第3回の在り方調査会という形をとるのででしょうか。そうであるならば、ここでルーティンとしてやっていることがそのまま妥当しますし、それとは切り離されて、在り方調査会の中の現地調査というふうになると、ここでやっているルーティンのやり方とは切断されたもので、それが公開の有無の議論に影響するのではないかなという気がいたしました。

金井座長

事務局はどういう位置付けで考えていますか。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局の考えとしましては、現地調査とここでの会議というのは若干違うものと考えています。この調査会の運営要綱では、会議は公開とするということを決めさせていただいていますが、現地調査については、委員間で協議をいただくという性格のものではないと考えていますので、そういう意味では、こういう場の会議とは若干違うものと認識をしているところです。

金井座長

そういうことで、こういった今日のような調査会の会議ではないということですので、当然に取り扱いも変わってくるということです。

加藤委員

そうすると、現地調査の時には具体的に何か名称を付けないとまずいのではないのでしょうか。例えば、初日が第1回目で2日目が第2回目となるのでしょうか。何かこの会議とは違って、別の支線が作られるというふうに描くのであるならば、現地調査の名称を付けないとまずいような気もしますが、それは構わないということでしょうか。

金井座長

事務局としてこういう場合はどうするのですか。

事務局（袖岡政策法務監）

会議をするという意味ではなくこの調査会が行う現地調査という意味では、調査会の現地調査というような名称ぐらいをイメージとして思っているところです。

金井座長

そういう意味では、調査会の現地調査という名称でいいのでしょうか。

大橋委員

公開の問題と絡んでくるのだと思います。事務局が考えているのは、調査としてどこかでヒアリングをするとして、そのヒアリングを公開するということなのではないでしょうか。途中でバスに乗ってる間は公開の対象ではないのですが、ヒアリングをしているところ自体を公開する必要があるのかどうか、または、ヒアリングの結果がどうであったのかを公開するのかどうか。例えば何月何日のどこどこでヒアリングを行うということをおおまかじめ公報して公開するのか、そばにいる人が見てもいいですよという程度の公開の話なのか。

その辺りをきちっとしておかないといけないと思います。

金井座長

今ご指摘ありましたように、公開という意味ですね。誰でも見ていいですよ、一緒に来ていいですよ、傍聴いいですよという意味での公開なのか。それとも、先ほどの音声や議事録のようなものを起こすというような意味での公開なのか。それとも、調査結果として、いつ調査してどういう話を聞いてきたのかという調査報告書を公開すればいいのか。そういったいくつかの意味があり得ると思いますが、事務局としてはどのような整理ですか。

事務局（湯浅事務局長）

まず、この現地調査の位置付けですが、私ども現地調査のイメージとして持っていたのは、議会の常任委員会が行う現地調査という意味で、名称も現地調査と付けさせていただいているところです。

当県議会の運営としましては、委員会はもちろん議事で公開ですが、常任委員会の委員が現地調査に行かれるときは、基本公開ではございません。ヒアリングも、委員会の方に参考人として来ていただく場合は、委員会として公開されることが多いのですが、現地調査で地元の方のお話を聞かせていただくような場合は、基本公開ではございませんので、そういった想定をしていましたが、この調査会については今回お諮りするところでございます。ただ、先ほど申しましたように、通常こうした会議室で協議をいただく場とは違う設定であるとは考えています。

金井座長

通常議会の委員会の現地調査は非公開であるということですね。その上で、この調査会の現地調査をどうするのかということですが、どうぞ。

加藤委員

ちょっとまだイメージが浮かばないのですが、現地に行き、バスで移動して色々見た後、文字通りこういうテーブルで、今見てきたことを話し合う空間というのがあるのでしょうか。それはないのですか。

金井座長

事務局どうぞ。

事務局（袖岡政策法務監）

委員の皆さまが集まって、委員だけで話し合っていたくような時間というのは、特に現地では設定をするということがなく、例えばバスの中で自然的に話をしたとかそれは分かりませんが、会議といった形でするものではないと思っております。先ほど座長から話もありましたが、現地調査の報告書については取りまとめをして、会議の方へ資料としてお出しをするということは考えているところです。

金井座長

それでは、加藤委員どうぞ。

加藤委員

事前に日程の大体の素案をいただいたのですが、例えば12月1日14時30分に南伊勢町議会議長と面談とあります。これは立ち話ということはないでしょう。そうすると、こういう会議室で面談をするわけですね。これが現地調査の当事者の方々と我々との重要なお話になると思うのですが、これが公開の対象になるのか、ならないのかという論点を先ほど大橋委員がされたと思います。ということは同時に、そのときに議事録をきちっと作るのか、作らないのかいうところに全部波及するでしょう。バスの中の会話等々は、これは自由時間の中の話ですので全く関係ないでしょう。

また、翌日は尾鷲市役所で調査とありますが、ただ市役所の見学をするわけではないと思います。13時には尾鷲庁舎での調査とあり、何らかの会議がそこでは行われるのでしょうか。そのことについての公開の有無をどうするのかという質問を大橋委員はされたのだと思います。ここでやっているルーティンと同じように当てはめていいのか、あるいは現地調査は我々の勉強会のようなものだから、あえてそこでは公開ではなくて、資料収集などが行われたという形できちっとした報告書を作ればよろしいのではないのでしょうかということだと思います。

その辺を事務局サイドで詰めていただかないと、何でも公開とした時に実は公開の範囲が分からないと、後で困るのは事務局サイドだと思いますよ。公開するための素材が実はなかったというのが一番怖いはずでしょうから。

金井座長

まず確認しますが、現地調査の事後的な報告書を作成するという事は、皆さまのご了解あるということで、事務局もそれで大丈夫ですね。

事務局（湯浅事務局長）

はい。作成いたします。

金井座長

2つ目は、現地調査先の方とのヒアリングといいますか、会議をする場合の議事録を作成するかどうかということですが、この点について事務局はどういうお考えですか。

事務局長（湯浅事務局長）

現地の地元自治体等と意見交換をしていただいた部分につきましても、議事録として作成をいたします。

金井座長

議事録として作成すると。

事務局長（湯浅事務局長）

失礼しました。議事録といいますか、現地調査の記録、通常の第1回や第2回調査会といった定例の調査会ではないのですが、現地調査の記録として作成をいたします。

金井座長

事務局の提案は、会話状の記録を作るということでしょうか。つまり、最終的な報告書としてヒアリングの中身についてまとめられるにもかかわらず、相手方とのヒアリングの会話形式、問答形式の会議録も作りたいということでしょうか。ちょっとそれは事務作業として過剰だと思います。

事務局（湯浅事務局長）

はい。それでは調査の概要をまとめた形となるかと思います。

金井座長

事後的な報告書として現地調査ではこういうことをやったということをもとめるということで、相手方と話し合った問答の議事録は作らないという意味での公開ということによろしいのではないのでしょうか。それから、傍聴人は入らないということによろしいですか。

事務局（袖岡政策法務監）

傍聴人も含めて、公開という場合につきましては、報道や傍聴の方も入っていただく可能性があると思っています。事務局で考えていました公開といいますのは、先ほど先生がおっしゃられたように、当日調査先で話を伺っている場を公開するという趣旨で話をさせていただきました。また、記録といたしましては、詳細な議事録を作るということは考えていないところでして、現地調査の報告書的なものを作らせていただいて、それを次回の調査会で資料としてお出しするというイメージで考えていたところです。

金井座長

事務局からご説明いただきましたが、いかがですか。

大橋委員

基本的に審議をしに行くわけではないですよ。事実調査をするのであって、むしろ聞き取りが中心ですから、議事録というのは必ずしも正確ではないような気がします。聞き取った資料をどう作るかというのが問題で、基本的にはそれぞれICで取っておいて、それを最終的にまとめるということで、今回の調査であれば十分な気がします。何か議事録というと、審議をしに行くイメージになってしまいますが、今回は我々が主体的に調査をするのであって、相手方に協力はしていただきますが、何らかの議事として決めるものではないという、そういう理解でよろしいですよ。

金井座長

はい。ありがとうございます。

原田委員

私はスケジュールの都合で現地調査に参加できないので、1つお願いしたいのは、報告書を作られる時に、おそらく発言を調整しますよね。その発言の調整をしたものがこの調査会上がってきて、報告書という形で出てくると思うのですが、委員の方には、その前のデータというか、実際に何をしゃべってきたかということをお話いただければありがたいというのが1点です。逆に申しますと、そこで聞いたものがすべてここに上がってくると、全部公開の対象になってしまうでしょうから、そういうことはしないほうが良いのではないかという趣旨も含んでおります。といいますのは、調査は相手方あってのことなので、全部公開しますというと相手方は絶対に萎縮してしまい、調査の意味をなさないと思います。それは、この公開の審議の場とはまた別の問題だというふうに考えます。

もう1点は、先ほどのプランをお伺いすると全部南の方なのですが、北には行かなくていいのでしょうか。つまり、前回のお話を伺っていると北はすでに定数が減っているわけですね。南を減らすかどうかという話をしているので、北の地域における県議会あるいは県の役割ということも、南と同等というか、それ以上に調べる必要があるような気がします。北には行かなくていいのかということについてお伺いしたいと思います。

金井座長

まず公開に関することですが、調査の趣旨は、なるべく忌憚のない情報を得るためということで、相手方に自由にお話いただくということが大前提になりますから、逆に言うと、議事録を作る、公開するというのは逆効果で、何もしゃべれないということになりかねないというご指摘です。そういうことで、最終的な報告書を作るということによろしいですか、事務局は。それだけであって、それ以外は特に議事録のようなものを作らないということによろしいですか。

事務局（湯浅事務局長）

はい。承りました。

金井座長

公開についてはそういうことにしたいと思います。それから、第三者が傍聴するというのも同じ意味で、他の人が聞いているのであればしゃべれないということになりますから、それもないということです。ただ、冒頭のみ頭取りをしたいということはあるのでしょうか。その程度はあり得るのかもしれませんが、それは公開とは普通言わないでしょう。

加藤委員

事務局の方が大変でしょうけれども、現地調査で、多分皆さまはメモを取られると思います。実質論ですが、ICレコーダーで録音しておかないと、多分後で苦労されますよ。それは情報公開云々という話ではなく、現地調査というのは調査をするのであって、この場でしている会議とは違うのだということを前提とした上で、きちっとした速記録的なものを皆さま方が後で作ってはどうか。紙媒体があるとこちらも安心感がありますので、そこは勘違いされないでください。よろしく願いいたします。

金井座長

それでは、現地調査の公開については、基本的に調査プロセスは非公開で、その代わり

に報告書をきちんと作るということ、それから頭撮りはあるかもしれないということで決定したいと思います。事務局はよろしくをお願いします。

それから、先ほど一番南にいかなくていいのかという岩崎委員のご意見がありましたが、原田委員からは北に行かなくていいのかというご意見をいただきました。確かにその通りですね。ただ、行程上かなりきついとは思いますが、現実的に考えて事務局どうですか。

事務局（袖岡政策法務監）

今回の日程の中で、北から南までずっと行くというのは、移動距離や時間の関係もあり、厳しいものがあると思っています。どうしても北の方も行く必要があるということでしたら、今回の調査で入れさせていただくか、あるいは別の機会ということもあり得るのかなと考えているところではございます。そこにつきましては、またご協議いただければと思っております。

金井座長

はい、その点については事務局と詰めていきます。

大橋委員

南の方というのは、地域的な問題として考えて現地に行くべきだということだと思います。北の地域も同じような問題、つまり、地域的な問題としての何かがあるのか、そうではなくて、北の意見も聞かなくてよいのかということなのか。つまり、北の意見を聞くということであれば、ここの調査会に来ていただいて意見を聞くという方向もあるのではないかと思います。

金井座長

原田委員、どうでしょうか。

原田委員

南だけ見るというのは現地調査の在り方として不十分だという、そういう趣旨であります。もちろんこの調査会に来ていただくのであれば、南の方も来てくださいということであればいいと思いますが、北と南を同様に調査して、同様に委員の目で確かめたうえでこういう意見を出しましたというプロセスが大事だという趣旨です。

金井座長

おそらくそういう意味では、北の状況も見ておいた方がいいだろうということでしょう。ただ、北は比較的見た経験がある人が多いのではないかなということもあります。私も四日市や菰野などに行った経験があり、また鳥羽や伊勢辺りまではよく行っているので、ある程度土地勘がありますので、そういう意味では必ずしも現地を見なくても知ってる人もいるかもしれません。しかし、そうでない委員がいらっしゃる場合には、やはり北と南の両方を見ておいた方がバランスがとれるというのはご指摘のとおりだと思います。それは、事務局と詰めさせていただいて今回の行程にうまく入れられるか、さもなくば、さらにもう1回現地調査を行うのか、北なら日帰りも可能な距離ではありますので、それも考えてみたいと思います。具体的な日程については、座長に一任いただけますでしょうか。

谷口委員

私も大橋先生や原田先生がおっしゃった点が重要だと思います。つまり、なぜ議事録を関係者の皆さまが気にされるかということ、どのような協議や意見や情報があって、この調査会が判断に至るのかというプロセスが知りたいということだと思います。ですから、おそらく現地調査の一字一句の記録は必要ないとしても、報告書の中に主要な質疑がきちんと書いてあり、どういう情報を委員が受け取って、何を聞いたかということ共有されたいのだと思います。

また同時に、視察場所の選定には、選挙区の代表性問題に似たところがあると思います。直に見る視察が一番いいかもしれませんが、大橋先生がおっしゃったように、こちらに地域の代表者に来ていただいて、いろんなご意見をヒアリングするとか、ないしは事務局がまとめて下さったこれまでの議論の詳細な資料を検討するなど、私ども委員がきちんとした情報に基づいて議論しているということが大事かと思います。

ただ同時に、余りに既存の多様な情報に触れ過ぎてしまうと、我々の委員としての自由な、あるいは我々の考えに基づく発想というものが影響を受けてしまうこともあるので、私たちが触れる情報に関して、ある程度公平性があった方がいいと思います。

金井座長

そういった趣旨を踏まえて、事務局と私の方で調整させていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、3の調査ということで、人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割についての論点整理についてご協議いただければと思います。まず、前回の調査会において委員の方から求めのあった追加資料等につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局（袖岡政策法務監）

お手元の方に資料としてホッチキス止めのもの、参考資料としてA3の組織図と冊子を2冊用意しております。それでは順番に説明させていただきます。

まず、ホッチキス止めの資料の1ページをご覧くださいと思います。平成26年と平成30年に、議員定数等に関する条例案について、三重県議会で採決をしているという状況は前回ご説明させていただいたところですが、その賛否の状況について、県議会のホームページで公表されているものを資料として整理をさせていただいたものです。この表の①は、平成26年に定数51から45に改める条例が成立をした時の状況です。この見方として、上の欄の左から6個目から賛成と反対とあります。そのときの賛成が41、反対が7で、この条例は可決されたという状況でございます。また、その右側に個別の議員の名前があり、その下に記号がついています。これは、表の右上に凡例があり、「○」は賛成、「×」は反対、「議」は議長、「－」は不在という印です。真ん中の表②は、平成30年に議員定数を45人から51人に改めた時の状況です。賛成が23、反対が22で可決がされています。一番下の表③は、平成30年に定数51人から45人に改める条例案が否決をされたときの状況で、賛成が23、反対が24という状況です。

続きまして、2ページの資料2は会派構成の動きでございます。これは先ほどの3回の採決の時点と、その前後の会派構成の動きを整理させていただいたものです。それぞれ見ていただいたとおりですが、真ん中の段の②の議決時点の表の下にコメ印で書かせていただいています。②の議決時点の議員の数は48人ございました。これは議員定数を45人から51人に改めたときの議員の数でございます。そのうち、①の議決時点、議員定数を51人から45人に改めたときの時点においても議員であった者は36名ございました。

続きまして、3ページは、県議会議員の選挙における無投票選挙区の状況について、直近4回分の選挙の状況を地図に落とし込んだものです。例えば、一番左上のいなべ市・員弁郡選挙区を見ていただきますと、選挙区の人口は71,159人で、これは平成27年国勢調査に基づく人口を表示させていただいています。その下に無投票選挙回とありますが、平成23年、平成27年、平成31年と書いてあり、この3回が無投票であったことを表示したもので、各選挙区について同じような表示をしております。

続きまして、4ページの資料4は、同じく直近4回の選挙について、選挙区ごとに立候補者の得票数や無投票の状況について整理をしたものです。一番上の（1）津市選挙区をご覧くださいと、当日の有権者数や投票率、候補者ごとの得票数を書かせてもらっていきまして、津市の場合は全て無投票がなかったのですが、例えば同じページの一番下の伊勢市選挙区は、無投票が2回あったということでありまして、この表が選挙区ごとに続いて

おり、9ページまで続いております。

続きまして、10ページ資料5でございます。三重県内の市町議会議員の定数の状況として、市町ごとに平成25年以降の状況を整理させていただいたものです。一番右の端の欄に、平成25年度と今年度との定数の差を表示しており、黒三角はマイナスを表示しています。左端には参考として、県議会議員の選挙区を表示させていただいております。

続きまして、11ページ資料6は、知事部局の職員の配置状況を整理したものです。上の表につきましては、今年度と過去3回の国勢調査の年の4月1日時点での職員の状況を示しており、本庁と地域機関の別、また地域機関については、庁舎ごとの人数と割合を整理しております。その下の表については、上の表の数字を基にし、22年度の現在員数を100としたときに、各年度がどういう状況になるかをお示した図です。この平成17年度といたしましては、三重県の組織が若干今と異なっており、地域機関については、県民局という組織がございました。それについては、参考資料の別紙として組織図を付けております。まず1枚目が、平成31年4月1日現在となっております、これが現在の状況です。1番上に知事が表示されており、その下に本庁の各部が並列に並んでおり、その下に本庁の各課がぶら下がっております。そして、その本庁の各部からつながる形で、各地域機関、建設事務所など地域の事務所というのが組織されているという状況です。これに対しまして、次のページは平成17年4月1日現在の組織図です。ここでは、知事、副知事の下に本庁の各部があるのですが、右端の方に北勢県民局から紀南県民局まで7つの県民局という組織があり、これが地域の方で総合行政を行っていた組織でして、この各県民局ごとに企画調整部、建設部などの部がありまして、本庁の組織と似た形で地域の行政を担っておりました。県民局制度は平成17年度で廃止されまして、18年度以降は現状と同じような状況です。17年度以前と18年度以降については、若干体制が異なるということです。

次に12ページ資料7-1は、県の予算配分の状況について整理をしています。まず資料7-1については、県土整備部が所管をする建設事務所の事業について、事務所別の割合をグラフ化したものです。平成24年度から今年度までの分を整理しております。1番上のR1年の上に480億程度の数字が書いてありますが、これは各事務所の予算を合計した数字です。ただ、県全体の予算としては7,000億ぐらいですので、この480億というのは割合としてはそれほど大きくないということですので、ここで表示している割合が県全体の予算の割合を示しているものではないということについてはご留意をいただきたいと思っております。次のページは、県土整備部の建設事務所が所管する管内を表示した図です。次の14ページ資料7-2は農林水産部が所管する各地域の農林水産事務所等が実施する事業について整理をしたものです。次のページには、同じように農林水産事務所が所管する管内を表示した図です。

次に、16 ページ資料 8 は、各市町や庁舎別で人口や面積の割合を整理させていただきました。この資料については資料 6 や資料 7 と比べていただく参考として作成をしています。

また、参考資料として、別冊で市町要覧とみえの観光ガイドブックをお配りしています。市町要覧については、必要に応じてご覧いただければと思います。

観光ガイドブックは、後ろの方のアクセスマップ 57 ページをお開きいただけますでしょうか。57 ページは、三重県へアクセスするときのイメージとなっています。例えば、東京からは新幹線で名古屋まで来ていただくこととなりますが、名古屋からは、青い線が近畿日本鉄道を表示しておりまして、伊勢志摩の方や大阪の方へ行っております。また、名古屋からは J R もあり、伊勢の方や尾鷲、熊野の方に行くという形になっています。大体の時間としましては、公共交通機関を使った場合、東京から名古屋までが新幹線で大体 1 時間 40 分程度、そこから伊勢までが 1 時間 20 分程度です。熊野へ行く場合、名古屋から J R で大体 3 時間程度です。大阪の方から来る場合は、大阪難波の方から近鉄で来ていただく形になろうと思いますが、伊勢まで近鉄の特急で大体 1 時間 50 分程度、熊野へ行く場合ですと、近鉄と松阪駅で J R に乗り継いでいただくような形で、大体 3 時間 15 分程度かかるという状況になっています。58 ページは、公共交通機関について詳細を書いたものです。以上が公共交通機関の関係で、59 ページに道路の図がございます。データが若干古く、最近開通した新名神高速道路の反映がされていない状況ですが、車の場合、名古屋から東名阪道等を通ってくると、伊勢には 1 時間 50 分程度、熊野は 3 時間程度の時間がかかるということです。下の表にも示されております。大阪からは、伊勢まで 2 時間 45 分程度、熊野まで 3 時間 50 分程度の時間がかかるということです。説明は以上です。

金井座長

ありがとうございました。前日も事務局から色々と資料の提出をいただきましたが、ご質問等ございますか。よろしいですか。これはそういう資料ということでありまして。私に関心のある本庁と地域機関の職員の比率は、資料 6 で大体のイメージをお示しいただいたかなということで、これもまた参考にして参りたいと思います。

それでは続きまして、人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割の論点整理に移ってまいりたいと思います。まずご協議いただく際の参考として、三重県の現状や課題等を整理した資料を作成していますので、事務局からご説明をお願いします。

事務局（袖岡政策法務監）

最後にクリップで留めた資料があると思いますので、ご覧いただけたらと思います。クリップを外していただくと、A 4 の 1 枚の資料とカラーのホッチキス留めの資料がございます。

ます。A 4の1枚の資料をご覧くださいと思います。まずこの資料は、論点整理の参考としまして、人口の推移や地方創生に関する県の取組の状況とその検証結果などを整理したものです。

まず1現状の(1)人口減少の状況でございます。三重県の人口は、昭和25年国勢調査では146万1,197人となっており、その後、平成19年の187万3千人をピークに減少に転じており、平成27年国勢調査では181万5,865人となっております。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、三重県の人口は令和27年、2045年には143万人にまで減少することが見込まれており、平成27年の総人口を100としたときの指数は78.8となっております。この指数を地域別にみますと、北中部地域では82.5、南部地域では61.8であり、特に、南部地域において急速に人口減少が進むことが見込まれております。その資料としまして、ホッチキス留めの別紙資料を用意しています。1ページは、1950年の人口を100として表示をしたグラフです。北中部地域については増加をした後に減少、南部地域についてはずっと減少傾向にあることが見てとれると思います。

またA 4の1枚の資料に戻っていただいて、(2)地方創生の実現に向けた取組等の状況です。人口減少の課題に的確に対応するとともに、地域の自立的かつ持続的な活性化を図るため、平成27年に、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、自然減対策と社会減対策の両面から人口減少の課題に取り組んでいます。これについては、前回資料14として配布をし、簡単にご説明させていただいたところです。また、南部地域に対する施策としては、県の戦略計画において「地域の活力の向上」という政策体系のもと、「南部地域の活性化」施策として、働く場の確保や定住の促進等に向けた取組を行っております。別紙資料の3ページで「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の抜粋をお付けしており、「南部地域の活性化」施策が記載されています。

それでは、A 4の1枚の資料の裏面をご覧ください。2成果と課題等です。合計特殊出生率が平成30年は1.54と3年ぶりに増加するなど、自然減対策としての少子化対策の取組については一定の成果が見受けられるが、転出超過数は平成29年から2年続けて4,000人を超え、多くの転出超過が続いている状況にあります。なお、平成30年の転出超過数は4,225人であり、年齢別では、15歳から29歳の若者の転出超過数が3,187人と全体の約75%を占めております。また、平成30年の転出超過数のうち、北中部地域は2,221人で、これは、その地域の人口に対する割合としては0.15%となっております。南部地域は2,004人で同じく0.6%となっております。これについては、別紙の5ページから14ページまで「令和元年版 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略 検証レポート」の抜粋がございます。また、15ページ以降に「令和元年版成果レポート」の抜粋を付けております。また、A 4の1枚の資料に戻っていただきたいと思います。現在、これまでの取組の成果

と課題、社会経済情勢の変化等を踏まえ、令和2年度から令和5年度を計画期間とする新たな戦略計画の策定に向けて検討が進められております。

次に、3県議会・議員の在り方や果たすべき役割です。諮問事項の1つ目の関係ですが、人口減少が進み、地方創生の実現が求められる状況下における県議会・県議会議員の在り方や果たすべき役割とは何か、人口が増加していた時代のそれと異なるところはあるのか、としております。説明は以上でございます。

金井座長

ありがとうございました。それでは、事務局から提出いただいた資料を踏まえて、今後意見交換を行っていくべき論点について、委員の方からご意見、ご質問をいただければと思います。

大橋委員

諮問が地方創生時代における云々という形で出ているわけですが、地方創生については、地方創生の戦略、前回出された資料14というのができているわけですね。これは県としての正式な見解でしょうけれど、これと今回の諮問との関係はどういうことなのかははっきりしないわけです。つまり、県の戦略として資料14を作っていますが、それを前提にして県議会として何ができるかということを経験するのでしょうか。

ただ、資料14を見る限りにおいて、県議会が直接関わるような問題というのは非常に少ないように思います。つまり、少子化対策をどうするのか、働く場をつくるのか、子どもたちに対してどういうことができるかということは、県議会の役割とか在り方というところとは、あまりつながらないように思われます。

そうすると、それを前提にして我々は議論するのか、それはとりあえず置いておいて、人口が減少し人口の県内格差があるという状況の中で、次の問題にすぐ入ってしまって、つまり地方創生戦略ということではなく、即、県議会の問題として扱っていけばいいのか、その辺りがはっきりとしていないのではないのでしょうか。

金井座長

いかがでしょうか。今のご意見について、事務局から何かありますか。

事務局（袖岡政策法務監）

まず前回の資料14につきましては、執行部の方で政策的にこういうことをしていくということを取りまとめた総合戦略でございまして、おっしゃるように直接に県議会とリン

クするという事はなかなか見つけ難いところではございます。

また、先ほど県の戦略としてはこういう戦略があるとか、その施策の結果としてこういう状態になっているという検証は1つの材料になるとは思いますが、ここでご議論いただきたいのは、そういう中で県議会としてどういう在り方といたしますか、人口減少とか地方創生も含めて、そういう状況下において、県議会、県議会議員がどういうことを果たしていくべきか、というところにあるのかなと思っております。

金井座長

諮問事項は諮問事項として文書になっていますが、それを受けて我々がどう考えるかという問題でもあり、非常に重要だと思います。他の委員の方からもご意見を出していただければと思います。

加藤委員

私も大橋委員と同じで、やっていることが法律学なので思考方法が同じになると思うのですが、要は論点が拡散すると何をやっていいのかわからなくなるのです。我々のここでの守備範囲というのは、人口減社会がある中で県議会が何をしろという話なのですか、ということなのですか。

あえて考えると、人口減社会の中において、県議会がさらに多くの住民に情報を伝えるというようなそういう仕組みを考えるといった話なのか、そうではないのか、よく分からないのです。超高齢社会の中でいくらデジタル化しても無駄だとしたらどういう方法がありますか、というような話をしろということなのではないでしょうか。1つクリアなのは、定数をどうするのかということでしょう。

今言われたような、若者が大量に都市部に持っていかれるという状況で、県議会が何をするのでしょうか。そこがはっきりしないから、そこを調査しろと言っても、私たちはその部分について何の調査をしたらいいのかわからないということです。

金井座長

要するに、問いをはっきりしないと調査の活動はできないということになるわけで、この点が一番重要だと思います。皆さまからもご意見をいただきながら、いかにその論点を絞っていくのかということが一番重要でしょう。

答えを出すより問いを作る方が実は難しい。しばしば諮問をするときには、普通の役所ですと答えを持って諮問したりしますが、今回の場合は本当に多分問いから出されているということなので、我々としても人口減少、地方創生という第1の諮問があって、いきな

り定数や選挙区の問題にいかないということの真意をくみ取りながら、問い自体を立てていく必要があるかと思います。そこら辺をどう考えていくのかということだと思います。

原田委員

大橋先生と加藤先生がおっしゃったとおり、人口減少そのものを県議会が止めるのは無理なので、それに関する対策をここで議論しても仕方がないような気がします。

人口減少が進むということは、当然に議員の定数は減るだろうということはまず想像がつきます。つまり、基本的には人口比例ですので、議員全体の数が減る方向に向かうだろうということは、まず明らかであるというのが1つだと思います。

それからもう1つは、人口減少が進む特に南部地域において、極めて人口が減るということは、南部地域における市町村の行政基盤が極めて脆弱になることが目に見えていて、この場合に県が果たすべき役割が極めて大きくなることも予想されるということです。先ほど私は北部地域を見たほうがいいと言いましたが、それとは別の論点として、南部地域において県が果たすべき役割は、おそらく北部地域よりも将来的に大きくなるのが人口から見ると想像されます。それで、そのような人口が減っていく時代に基礎自治体が出来ていけなくなるかもしれないことについて、地方制度調査会等で色々と議論されていて、市町村間の連携というような案が一応示されているところですが、それは唯一の案ではなくて、県が補完するというモデルも十分あり得るはずで、おそらく三重県の皆さまはご存知かと思いますが、隣の奈良県はまさにそういうモデルで、特に奈良の県南地域は脆弱な市町村が多いので、県が補完してやっているということだと思います。同じようなことは三重県でも多分考えられるので、その場合に、県が、今市町村が果たしているような役割も果たすようになるかもしれないということになると、県議会に代表されるべき民意というものが、もしかすると従来想定していたものとは違う、市町村議会で代表されているような利益についても、県議会で代表されるような仕組みを考えなければいけないかもしれないということはある得ると思います。

金井座長

非常に重要な論点をいただいたのではないかなと思います。確かに奈良県の状況とか、他の県でも構造的には同じ問題があるはずで、そういうところではどう考えているのか、定数の問題とかではなくて、まず県の役割としてどうなっているのかということでしょう。

それから、政治ですから、県の役割がどうなっているかを決めさせるのが県議会の仕事なので、まず県の役割自体がどうするのかを知事と議会で決めなければならない。そのときの母体はどうなっているのかというメタレベルの議論になるので、なかなか難しい。県

がこうだからという所与の前提にできない。所与を決めること自体を県議会は決めなければならないというメタレベルですね。決めることの前の決め方を決めるときに、人口減少と地方創生というものが、地方創生は与件じゃないですけども、人口減少の方は与件になってくるので、こういう論点を与えられているのではないかなと思いますので、非常に重要なご指摘とっております。他の方はいかがでしょうか。

谷口委員

私もこのA4の1枚の紙をいただいて、その後ろの資料を見ましたところ、先生方がおっしゃるように、何についてこの調査会は話すのか、拡散した印象を受けましたが、先ほど金井先生がおっしゃったように、いきなり選挙区とか定数という問題を検討するよりも、まずはその背景といいましょうか、あるいは今後の三重県の近未来というものを考えたときの課題から考えた方が良いというような立て付けになっているのかなと理解しました。

ただ、こういう人口減少に対する対応の方向性自体が、先ほど金井先生がおっしゃったメタレベルでの価値判断を含む可能性があると思います。例えば資料にありましたように、北中部地域では人口減少が緩やかであって、南部地域では減少が顕著という場合に、異なる対応の考え方があり得るだろうと思います。つまり、県全体での発展を考える必要があるから人口減少の厳しい南部地域へのサポートをより優先的に考えなければならないという考え方もあり得ます。また一方で、人口が減らない地域で雇用や産業が安定し、そういう地域に人が集中するならば、それもまた三重県の発展にとって良いことではないかという考え方も成り立つ面もあります。

そのように考えると、近未来どの地域も抱えていることですが、この問題に対して三重県がどうありたいか、それ自体が実はもう価値判断を含んでいると思ひまして、それを決めるのは住民であって、その住民の代表である議会であろうと思いますので、この調査会が「こう考えるべし」ということを導くのは難しいように思います。つまり、様々な考え方があり得るということは言えるのですが、こういうふうにしていきましょうということ言うのは難しいかなと思ひました。

ですから、論点整理というときに、三重県がどうありたいかというところまでは言えませんので、こういう対応があり得る、また、そういう対応をするのであれば選挙区や定数はどうなってくるのかという整理になってくると感じました。

金井座長

非常に重要なことで、国政でも地域、国土の均衡ある発展主義でいくのか、大都市部優先主義でいくのかというのは政策的な大きな対立軸です。それを決めるのは調査会ではな

くて、政治だということですが、要は選挙区や定数問題の最大の問題は、それを決めるべきところの決め方自体がすでに決めてしまっているのではないかとということでしょう。つまり、最初から定数を地方部に厚くすれば、地方優先の決定になりやすいですし、人口比例にすれば都市部優先になるだろうということでしょう。

要は、政策決定をするという選択肢を実はその定数自体がすでに決めてしまっているということでしょう。政治を先取りしてしまうというのが多分この根本問題で、そういう意味で通常の委員会ですと、それは最後政治で決めてくださいと言えるのですが、政治的な判断をすべきことを事実上決めてしまっているのではないかとその恐れがこの諮問事項に表れていて、それは我々は決められないのですが、そこをニュートラルに決められるようにするにはどうしたらいいのかという問いが与えられているのではないかなということですね。だから、そういう意味では、どちらを取るといふ政策選択を我々がするのではないですが、ニュートラルな制度が本当に作れるのかというのが多分問われているのではないかなというのは、私はずっと気になっていたことです。これは非常に難しい問題だろうと思っています。

岩崎委員

人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割というよりは、人口格差といいますか、人口の都市集中が進む状況における広域自治体の議会としての在り方というのが必要なのかなと思われまます。

人口比例でいけば都市に手厚くなるわけで、そうすると、選挙区をどうするかにもよるのですが、人口の少なくなっている地域の代表が減りますが、それでいいのかと。日本全体でいけば、衆議院が人口比例にすると東京都選出の議員が多くなり、地方の声が聞こえないじゃないかという意見もあつたりしますが、県で見ると、1つの広域自治体という位置付けで、その地域をどうするかという役割があるわけですね。そうすると、その中で同じように人口の都市集中が起こっている。それをそのまま看過しながら、人口が減っているから定数も削減とか、人口比例だから都市の議員が多くなるというふうにしてもいいのかどうかというのが、多分この調査会に問われていると思います。

県議会の在り方なのですが、広域自治体の議会というその軸をしっかりしていないといけないと思います。基礎自治体の方々とお話をしたり、市町村の議会の様子も資料にあります。そういう意味で、地方制度の中での広域自治体の役割というところからも考えてみたいと思います。

金井座長

やはり県議会の在り方は、まず広域自治体として市町村との関係でどういう役割が期待されるのかが変わってくるということでしょう。

それから、人口減少というよりはむしろ人口の地域間の変動ということですね。資料を見させていただくと、1950年代をピークにすれば、実は南部の地域は一貫して人口減少が進んでいる。だから人口減少は昔からずっとそうであるというのが、少なくとも南部の地域には言える。一方、北中部地域はほぼ全国と同じような推移で、その意味では北中部地域も全国が人口減少するような意味で人口減少するから、結果的には北部も南部も人口減少するということなのですが、ただ、ずっと人口減少が進んでいる南部と北中部の間では一貫して地域間での人口の乖離が進んでいるという意味では、人口減少時代の意味が実はもっと長いスパンかもしれない。より本質的なものは、ひょっとすると、その地域間の人口変動というか、簡単に言えば都市集中という中での広域自治体の在り方かもしれない。ただし、これは戦後ずっと問われていたはずではありますね。同じようにずっと人口は開いてきていたと。三重県全体として見れば平均といいますか、1対3くらいのところの比重で人口が移っているということですが、そういう意味で単純に人口減少というのは国目線の言い方で、実際上は、南部はずっと人口減少が半世紀以上あったということにして、昔の言葉で言えば、過疎とかということになります。こういう中で、県議会はどういう代表選出であるべきなのかということが問われているということかなと思います。

大橋委員

先ほどの県の戦略では、すでに南部地域について特別措置をとるということを県の方針として決めているわけですよね。南部地域推進の組織を作ったり、南部地域に対して県として特別な措置をとるということを県の方針として定まっているというふうに考えていいわけですね。

その次に問題なのは、原田先生がおっしゃったように、人口が減少したのだから議員の数が減るのは当たり前だろうということが本当にそうなのかという問題と、それから、議員がいればその地域の意見が通る、つまり、選出議員がいることが大事なのだということが本当にどこまでそうなのかというのが分からないのですよ。つまり、議員がいることが大事なのだとすれば、それに合わせた議員を置かなくてはいけないわけですが、本当に議員がいることがどこまで重要なのか、どこまで必要性があるのかというのが問題ではないでしょうか。色々な不都合というものは、行政的な措置とか色々な措置によってカバーできる部分もあるかもしれない。議員が1人も出ていないというのは問題かもしれませんが、1人の議員がいるという状態で、その他の補完的な措置を考えるということが可能なかどうか。つまり、議員の持っている役割というものは、他の措置によって補完可能

なのか、可能でないのか、そういった問題のような気がしています。

金井座長

非常に重要な話だと思います。

加藤委員

この会議が始まる前に大橋委員と少しお話をしたときに、同じような発想ということなのですが、まず1つは、事務局の中で後に資料を作っていただくとよろしいと思います。実際に定数について、ここを増やして減らしてということをするときには要件があり、既存法令に抵触してはならない。だから、地方自治法の基本的な要件を明示すること。もう1つは、最高裁判所の大法廷で格差はいくつまで地方議会の場合は認めているのか、合憲、違憲の基準を設定すること。恐らくは我々に与えられているのは真っ白な画用紙じゃないわけですから、基本的な法の枠というものはやはり越えることはできない。だから、そこは間違わないようにというのが第1番目です。

第2番目は、実は今言われたところで、根本は地方議会とか地方議会議員というのは、一体何を代表するのかということです。そのときに、議員の数の問題と地方議会の運営の仕方の問題が必ずリンクするはずであると考えています。そこで一番厄介なのは、1人でもいいから地方議会議員が出ていれば良いという主張をしたときのプラスマイナスを斟酌しなければならないということです。小選挙区制になってしまいますから、小選挙区がいっぱいあっても、地方議会議員がいればいいんだという言説は本当に成立するのか。ということは、やはり、地方議会議員というのは何を代表するのか、そこが恐らくはこの審議をしている中で一番困難な問題になるのではないかなという予想だけを申し上げました。

金井座長

事務局の方で法的制約要因については、後で資料として出していただければなと思いますが、大丈夫ですか。

事務局（袖岡政策法務監）

裁判例につきましては、前回資料としてお出しさせてもらっています。判例につきましてはあの通りだとは思いますが、ただ、それぞれ事案が異なるということもございまして、一概にどこまでであれば合憲ですとかということは、なかなか申し上げにくいのかなと考えているところでございます。

金井座長

逆に言えば、合憲となるように我々は法律構成ができるかという意味でもあるということなのですね。その制約条件が絶対的にあるというよりは、制約条件を踏まえていかに立論できるかできないかということでしょう。

加藤委員

ここは絶対にミスをしちゃいけないところなんです。違憲の答申になってしまいますから、そこだけは絶対に間違わないように。対象となっているのは、地方議会の中でも都道府県議会なのだとすることをくれぐれも忘れないようにということでもあります。

金井座長

はい。それでは、谷口委員。

谷口委員

先生方のご意見を勉強させていただいています。政治的な平等性と経済的な平等性、人口の部分の参加の平等性と帰結の部分の平等性は、相関はあるのですが、違うところがあるだろうと思います。つまり、あくまで1票の格差の問題、人口比例を重んじる議論の基にあるのは、住民の政治的参加の平等性がまずあるのだろうと思います。

しかしながら、地方議会の議員における1票の平等性については、司法的な判断も1票の平等性を基本としながらも、地域事情の勘案にも言及があるという状況であるとするれば、2つの正義があるけれども、片方は政治的な平等性であり、もう片方は経済的な平等性、ないしは社会的帰結の平等性の部分があって、そのどちらが正しいかということを経験するのにはなかなか難しい。この調査会の役割についていつも思うことは、この問題にはどういう論点があるか、どういう考え方があるかは言えるけれども、どちらの正義が正しいということを決めることではないと想像しています。

それを踏まえて、先ほど大橋先生がおっしゃったように、政治的平等性と経済的平等性が違う点というのは、仮に定数が減っても、その地域については財政的な措置や様々な支援といった形で直接的に振興を目指すことも可能です。他方で、1票の格差の問題を考えたときも、必ずしも議員数を減らさなければいけないわけでもなく、コストを他で減らす、ないしは待遇を考えるという策を講じれば、議員定数を減らすことでも増やすことでも実はならずことはできるので、コストの問題をどう考えるかだろうと思います。ですので、どこの問題を重視するのかということもありますが、その辺りの整理がいつも気になって

いるところですよ。

金井座長

いろいろな措置との組み合わせやコストの面で処理するなど、色々な方法があるということでしょう。ただ、その決定をするのは誰なのか、あるいは決定する舞台が何なのか、代替措置を取ったということが、やはりメタレベルの話にどうしても関わります。その後の意思決定は、また別の意思決定に左右されてしまうので、そこはなかなか難しいなと率直に思っているところです。他にはいかがですか。

岩崎委員

選挙の実態を見ておきたいと思うのですが、資料3で、無投票の実態と言ったほうがいいのかもしれませんが、定数が多い方が無投票選挙区は少ないというのは、これはもう三重県だけではなくて、全体的な都道府県議会の傾向ですが、1人区と言われているところの無投票率が全国的には約50%になっているということはどう捉えるか。今日作っていた資料で見れば、どこが無投票かというのは一目瞭然ですが、やはり定数が4とか7とか定数の多いところの方が無投票は少ない。

無投票をどう考えるかということですが、要は挑戦者がいないということですよ。立候補者が定数分しかいないということになる。定数が少なければ、私が女だから言うわけではないのですが、女性の候補者は新たな挑戦をしようと思うときに、非常に男性社会の地方議会の中に入っていこうという意欲があったとしても、定数が1とか2でずっと現職の議員さんたちがしっかりやっけていらっしやるところにいくのは、相当厳しいというか、意欲はあっても現実的にはどうかなと、やはり少し躊躇すると思うのです。供託金の問題もいろいろあるとは思いますが。でも、定数が多いと少しチャンスはあるのかなと思うところはあります。

そうすると、立候補者を増やす、つまり県政への関心を県民がどう持てるかということで、投票する側ではなくて投票される側にも回るということが、やはり非常に重要だと思うのです。議会を向こう岸の話ではなくて、自分もそちらに行くのだということを考えるという、立候補のしやすさなども、選挙区と定数の在り方というところの1つの視点として、ぜひリマインドしておいていただきたいと思います。

金井座長

ありがとうございます。ただ、いきなりの第2の諮問の方に入ってしまうということも微妙な問題なのですが、岩崎先生のご指摘を受けるとすれば、人口減少・地方創生という

論点、時代認識でいいのか、むしろ、なぜ男女格差社会の問題について諮問がされていないのかという問いでもあると思うのですね。

つまり、時代認識自体が、本当に人口減少だけにとらわれてよかったのかという、諮問自体に対する一種の問い返しでもある。例えば、なぜ女性の問題という観点から論点が設定されなかったのか。これは、ジェンダー政治学からいえば、常に論点にならないこと自体が論点であるということから言えば、第1の論点として、本当に時代認識は地方創生と人口減少でいいんですかということでしょうか。もっと大きく捉えたほうが、ひょっとしたら調査会としては重要なかもしれない。あるいは、挑戦できる社会かどうか、選択肢のある社会かどうかということでしょうか。

谷口委員

おっしゃるとおりかと思いました。他の先生方もご関心があったと思うのですが、この資料を出してくださいとお願いしたのは、今までの三重県様の議論の流れから、最初に政治改革とか様々な財政改革の一環として議員数を減らすという論点があり、それから時間が経って、増田寛也先生が地方消滅の問題提起をされた時期と近いところで、今度は人口減少によって、地方が危機だという論点が社会で注目された。つまり、選挙制度改革や定数の在り方に関する時代の論点に少し変化が見られるなということがありました。

もう1つ、近年議論になっているのは、議員のなり手不足問題や、選挙の競争性の低さの問題です。特に都道府県議会と町村議会は、無投票当選率が非都市部において高いという問題があります。私は政治学者ですので、1票の格差を重視するときに、それは民主主義においては参加の平等が重要だからという点に根拠があるとすれば、それではそこでどんな民主主義をやっているのですかという問題、定数はあるけど選挙はできていますか、という問題も大事だと思います。これは議会だけのせいではなく、住民の問題でもあるのですが、そこでどんな選挙や民主主義が行われているのですかということが今問われ始めているので、おっしゃった代表性の問題や選挙の実効性、そういう問題も実はあるのではないかと考えています。ですから、定数が必要だというだけではなくて、そこで何が行われているかという視点というのにも必要かなと思いました。

金井座長

そういう意味では、第1の諮問は人口減少・地方創生時代だけではなくて、民主主義の質が問われている時代における、というようなことでしょうか。率直に言って、全世界的に民主主義が厳しい状態に陥りつつあって、権威主義的な、ポピュリズムとかそういうものが出てきていますから、民主主義や選挙と競争自体が全世界的に大変なことになってい

る中での議会の在り方ということで、もう少しその観点も踏まえて検討していかないとならないのではないかなと思ってまして、全くそのとおりだと思います。

大橋委員

現在の県議会の在り方とか役割の現状の認識というのは、どういうものなのですか。つまり、それを前提にした上で何か変える必要があるのかなのかという議論に入るのだとすれば、現在は機能しているのでしょうか。こういう点で機能している、していないとか、つまり、先ほど言った地域代表制というのは機能しているのかどうか。2人いるから機能していて、1人だから駄目だということなのか、その辺りの現状の認識というのは、非常に難しい話だと思うのですが、どういうふうに考えますかね。

金井座長

これを議論するためには、まず三重県の議会はどう機能しているのかという政治学的調査をしなければならない。これは難しい問題で、どなたかに調査していただいたり、この調査会にお呼びしたりということも考えられますが、要は、議会が実際どういう機能を果たしているのかということでしょう。

1つ言えば、例えば男女比率が比較的見やすく、明らかに代表性というか、属性的反映性がないと言えるかもしれない。ただ、ないということが必ずしも女性の声に通じていないという結論に直結するわけではないかもしれませんが、そうした研究をしないでいいのかということでしょう。それ以外にも、そもそも地域代表として機能しているのか、していないのかということですね。あるいは、地域代表であるべきだと思っているのか、思っていないのか、その実態も本当は調査会では調べなければいけないと思っはいますが。

大橋委員

今度、現地調査でそういうことは少し調べることも可能ですかね。

金井座長

現地調査というよりは、むしろ県議会のあなたたちどうしているんですかということでしょう。聞いても本当の答えが出てくる保証もないのですが、それはむしろ政治学者の仕事で、三重県議会の調査はあったかな。

加藤委員

実はこの質問は現地調査のためにとっておいたのですが、現地調査でいらっしやった

方々に、いわゆる県への陳情ルートについて、あなたは議員を使っているのか、あるいは違うルートなのか、ということを知りたいと思っていました。地方議会議員、地元選出の議員というのは、皆さま方からするとどう見えるのですかという、その実態を知りたいがために現地調査をしませんかという提案をしました。

もう1つ、三重県議会というのは正常に機能しているという認識でいいのですよね。正常に機能をしているがゆえに、人口減社会の中で議員定数はもしかしたら多すぎるかもしれないとして過去に条例改正をし、それがまた改正されたという状況の中で、第三者にチェックしてほしいというのがこの話のスタートですよね。正常に機能しているという前提がないと、県議会どうするかという1番大きい話になってしまいますので、そこが心配です。

金井座長

戦後政治学では、新潟3区が有名ですが、要は地元の声がどういうふうに伝わるのかというのは、ある時期まで地方利益誘導とか連携政治ということでかなり政治学の重要なテーマだったのですが、政治改革以降そういう関心がだいぶ薄れてきています。実際どうなっているのか、政治学で実態調査はどの程度あるのかということは、岩崎委員と谷口委員にご教授いただければと思います。

それから、加藤委員がおっしゃったように、実際問題として県議会議員は地元の声を伝えることをどういうふうにやっているのかという認識、逆に言えば、県議会の方にどれだけ伝えていてと本人は言っているのかということは、両面から調査するのが本来の筋だと思います。そういう意味で、県議会の実際の機能も本当は調べないといけないとは思っています。

岩崎委員

私は三重県のことをあまり知らない中でこの話をいただいたときに、ぜひ県議会を傍聴したいと思いました。県議会の一番ビビットな 이슈 のときに、それを傍聴したい。どんなふうに議論を実際やられているのか、その議論の様子とか、常任委員会の様子も分かればいいと思うのですが、一般の傍聴者として客観的に県議会の活動を感じることもなしに、東京で議論をやってもどうかなという思いでした。

確かかどうか分かりませんが、県議会の議場が三重県は対面式ですか。こういうのは意外に少ないというのを聞いたことがあって、カナダや英国も対面式になっているのですけれども、党派、いわゆる与党と野党で対面しているのですか。

金井座長

そういう意味の対面ではなく、答弁者と質問者が対面するというものです。イギリス型の議会の与野党のようなという意味での対面は、日本の地方議会でいう対面ではないです。

岩崎委員

三重県は対面式をとっていて、非常に先進的な議会であるというのをどこかで読んだと思ったのですが、違うのですね。

金井座長

イギリスのような対面ではなく、質問者が答弁者と対面ということで、党首討論のような形で対面の演壇を設置している。

岩崎委員

そういうことも含めて、県議会の実態、それも現地調査したかったと思います。

金井座長

それはインターネットで出ていませんか。

岩崎委員

議場だけでなく議論をやっているのをインターネットで見ることができますが、せっかくなのでリアルに現場に行って、どんな議論が展開されているかというのは、実際に感じてみたいというのが現地調査を希望した理由の1つです。

北川副議長

委員の方がご専門のことですが、まさに二元代表制ということで、知事・執行部と相対して議論を交わすという意味合いで、対面式をとらせていただいているということです。

谷口委員

都道府県議会議長会主催の議員交流会では、様々な議会の取組事例の紹介などがあるのですが、そこで伺ったところでは、三重県議会様は働き者だと思います。数字の上でも活動の積極性は証拠付けられると思いますし、確か通年会期制を取られていると思います。通年会期制を導入されたり、待遇のコストカットをされたり、議員提出条例があったり、そもそも非常に議会の意識が高いからこそ議員数を減らすという案があって、こういう問

題になっているのでしょうか。三重県様は間違いなく、日本中の都道府県議会さんの中で働き者だと思います。

ですからこういう議論が出ているし、第三者の意見を聞こうということだと思います。首長と議会の上に緊張感がない議会や、会派の構成が全然変わらない議会がある中で、三重県議会様に変化があるということは、それはいろいろ変えようという意識があって、意見の対立が生じたということだと思います。その中で、私たちは正解を出すわけではないのですが、論点としてそれぞれこう考えられるということは言えるのかなと思います。

金井座長

ありがとうございました。色々と議論が出てまいりまして、時間になりますので、今日はこの程度にさせていただければと思います。

三重県議会の実態を体感しないといけないということと、それから、他の都道府県議会との比較ないし実情についてなども踏まえつつの検討でしょうか。こういう調査会を置くこと自体普通の議会でもやしませんから、真面目であることは谷口委員のおっしゃるとおりで、突出しているということは間違いのないと思います。そのうえで我々ができるだけ良い検討をまとめていければと思います。

3の調査はここまでにさせていただきまして、4のその他に移りたいと思います。次回の調査会の進め方について、ご協議をいただければと思います。次回の調査会の日程は、皆さまのご都合を踏まえて、現地調査の後の12月9日（月）14時、都道府県会館において開催してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

金井座長

よろしいですか。正式には後日通知をいたしますが、日程の予定をお願い申し上げます。

その上で、次回調査会では、現地調査の報告と中間取りまとめに向けた論点整理や意見交換を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

金井座長

事務局は1週間しかありませんので、結構大変だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日ご協議いただく事項は以上となります。何か委員の方から追加でござひますか。事務局から何かありますか。

事務局（袖岡政策法務監）

特にございませぬ。

金井座長

それでは、以上で第2回選挙区及び定数に関する在り方調査会を終了いたしたいと思ひます。どうもお疲れ様でした。